

令和三年デジタル庁令第八号

デジタル庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定するデジタル
庁令

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政
令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、デジタル庁の所管に属する不
動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定するデジタル庁令を次のように定める。

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年
政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、デジタル庁の所管に属す
る不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。

デジタル庁参事官（会計担当）

附 則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。